

保医発0526第1号
平成26年5月26日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年4月22日に提出すべき平成26年1月分から平成26年3月分までのデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年6月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遗漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
北海道恵庭市黄金中央2丁目1番地の1 医療法人社団我汝会えにわ病院	
秋田県能代市緑町5番22号 独立行政法人地域医療機能推進機構秋田病院	
群馬県高崎市高松町36番地 独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	平成26年6月1日から
埼玉県戸田市本町1-19-3 医療法人社団東光会戸田中央総合病院	平成26年6月30日まで
千葉県千葉市中央区南町1-11-12 医療法人社団誠馨会千葉メディカルセンター	
東京都品川区西中延2-14-19 昭和大学病院附属東病院	



保険医療機関名	適用期間
東京都八王子市館町1163 東京医科大学八王子医療センター	
神奈川県横浜市金沢区福浦3-9 公立大学法人横浜市立大学附属病院	
神奈川県平塚市南原一丁目19番1号 平塚市民病院	
神奈川県川崎市川崎区元木2-7-2 医療法人社団慶友会第一病院	
新潟県糸魚川市大字竹ヶ花457番地1 新潟県厚生農業協同組合連合会糸魚川総合病院	
長野県飯田市八幡町438番地 飯田市立病院	
京都府城陽市平川西六反26番地1 医療法人啓信会京都きづ川病院	
大阪府大阪市北区梅田3-3-30 健康保険組合連合会大阪中央病院	
大阪府高石市綾園1丁目14-25 医療法人良秀会高石藤井病院	
兵庫県神戸市垂水区学が丘1丁目21番1号 神戸掖済会病院	平成26年6月1日から 平成26年6月30日まで
兵庫県尼崎市長洲西通1丁目8番20号 医療法人社団敬誠会合志病院	
島根県出雲市斐川町直江3964-1 出雲徳洲会病院	
広島県広島市中区基町7番33号 地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院	
広島県福山市沖野上町三丁目6番28号 脳神経センター大田記念病院	
佐賀県伊万里市山代町立岩417番地 社会保険浦之崎病院	
熊本県菊池郡菊陽町曲手760 社会医療法人社団熊本丸田会熊本リハビリテーション病院	
鹿児島県阿久根市赤瀬川4513 出水郡医師会広域医療センター	
鹿児島県垂水市錦江町1番地140号 垂水市立医療センター垂水中央病院	
沖縄県那覇市天久1000番地 医療法人おもと会大浜第一病院	